

委員会提出議案第1号

瑞穂町議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年3月2日

提出者 瑞穂町議会議会運営委員会  
委員長 村上嘉男

(提案理由)

瑞穂町組織条例（平成20年条例第1号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町議会委員会条例の一部を改正する条例

瑞穂町議会委員会条例（昭和62年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「住民部」の次に「、協働推進部」を加える。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。